委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	大阪府	執行機関名 泉佐野市長
3. 市区町村名	泉佐野市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/mainanba/1	 491908461073.html

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例(昭和55年泉佐野市条例 第10号)によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
①番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		泉佐野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年 泉佐野市条例25号) 別表第1 第2項 泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例(昭和55年泉佐野市条例 第10号)によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	児童扶養手当法 (昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1 条	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例(昭和55年泉佐野市条例 第10号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される 家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該 <u>児童</u> について児童扶養手当を支給し、もつて <u>児童の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、 <u>ひとり親家庭</u> に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって <u>ひとり親家庭の福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例、泉佐野市ひとり親家庭の 医療費の助成についての条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例第2条		
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	ひとり親家庭医療証の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例第2条第2項第3号		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	当該対象者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報		
特定個人情報2				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例施行規則第2条の2		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは当該と同一の世帯に属する扶養義務者(当該者が養育者である場合は、当該者の生計を維持する扶養義務者。以下の二条において同じ。)に係る道府県民税に関する情報			

特定個人情報3				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	泉佐野市ひとり親家庭の医療費の助成についての条例第2条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該対象者に係る住民票に記載された住民票関係情報		
備考				